

2021.9.21

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。  
最近のトピックスをお伝えいたします。

---

◆処遇改善関連の各種 FAQ が更新される◆

9月13日・14日に、「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答」「処遇改善等加算Ⅱ研修修了要件に係る FAQ」「公定価格に関する FAQ」が更新され、内閣府HPにて公開されました。

処遇改善等加算Ⅱに関する FAQ では研修受講要件が削除されるとともに、研修修了要件に係る FAQ に集約され、令和5年度から段階的に適用されるケースごとの説明などが追記されました。また令和元年度と令和2年度の要件が異なる場合（つまり人数A・Bが変動した場合など）、できる限り前年度の賃金等の維持を依頼するとともに、やむを得ず減額する場合に労働契約や就業規則等に照らして問題が生じないか検討する旨が記載されました。

公定価格 FAQ に追加された No.182 の設問では、処遇改善等加算通知における「処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、（中略）改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと」との記載についての説明がなされました。

“業績等に応じて変動するもの”について、事業所のものなのか一つの職員のものなのかこれまで示されておりませんでした。今回、『業績等』とは、事業者の業績等ではなく、職員個人の業績等を指し、『業績等に応じて変動するもの』とは、事業者の給与規定等に基づき、職員個人の業績等に応じて変動することとされている賞与等を指すとしています。したがって、事業者の業績等の低下を理由として、賃金の水準を低下させることができず、あくまでも職員個人の業績等で判断されるものとなりますが、これが今後の計画・実績報告、または園経営において多分に影響してくるものと思われま

公定価格に関する FAQ（よくある質問）（ver.20）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/kouteikakaku/zenbun20.pdf>

処遇改善等加算Ⅱ 研修修了要件に係る FAQ（ver.3）

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/kouteikakaku/faq\\_ver3.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/kouteikakaku/faq_ver3.pdf)

技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答（第5版）

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/kouteikakaku/response\\_5th.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/kouteikakaku/response_5th.pdf)

（事務局より一言）

少子・高齢化に相まってコロナ禍の中では、各地において園で受け入れる子どもの人数等が減少していることがあります。これに連動して処遇改善等加算を含む収入が減ることになります。前年度の水準との比較として原則、処遇を下げるのが難しい制度設計となりました。処遇改善等加算ⅡについてはFAQで示された通り、前年度の維持を求められていま

すが、ただ下げるということでなく、役割や業務内容を変えたり、ボリュームを減らしたり、また役割から外れたりするなど合理的な理由等をもとに金額の変動を説明できるようにしておきましょう。

また、国家公務員の給与等の水準を検討したうえで人事院勧告・報告が行われる仕組みとなっていますが、公定価格（委託費）の単価は国家公務員の給与を踏まえて設定されています。昨年度の人事院勧告はボーナス0.05ヵ月分の減となり、公定価格の単価改定へ反映されました。今年度の人事院勧告においても、ボーナス0.15ヵ月分の減（前年の3倍）が示されましたが、これが12～1月頃に示される公定価格の単価改定にどの程度反映されるか注視し、職員への処遇改善の減額分の反映を漏れなく行うことも大切になってくるでしょう。

令和3年 人事院勧告・報告について

<https://www.jinji.go.jp/kankoku/r3/pdf/3kankokuhoukoku.pdf>

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

<https://www.jinji.go.jp/kankoku/r3/pdf/3point.pdf>

---

◆「保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）」を公表（厚労省）など◆

8月27日に、令和3年4月1日時点の「保育所等関連状況取りまとめ」が厚労省より公表され、9月10日には「令和2年（2020）人口動態統計（確定数）」も公表されました。

定員充足率は90.9%で、コロナ禍の影響も多分にあるものと思われませんが、前年と比べて1.3%下がっており、新制度以降年々下がっております。

他方、保育利用率については新制度以降年々増加しており、令和3年度の数値はまだ出て

いませんが、このまま伸びてくれることを願うばかりです。事務局にて平成27年以降の取

りまとめ等を一覧化した資料を作成しておりますので、併せてご参照ください。

このほか、9月7日・17日には社会保障審議会児童部会の社会的養育専門委員会が開かれており、「妊産婦、子育て世帯につながる機会の拡大」に関する資料の中で、「全ての子育て世帯や子どもが気軽に相談ができるよう、保育所や地域子育て支援拠点など地域の子育て資源の活用を検討する」などと議論されております。利用児童の確保に向け、このような未就園世帯への支援から入園につなげられるような取組も期待されるところです。

保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）及び「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」集計結果

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20600.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20600.html)

平成27年～令和3年「保育所等関連状況取りまとめ等」の推移（事務局作成資料）

[https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2021/09/保育所関連推移\\_H27-R3.pdf](https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2021/09/保育所関連推移_H27-R3.pdf)

令和2年（2020）人口動態統計（確定数）の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei20/index.html>

社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho\\_126712.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126712.html)

---

◆2021年度 第1回 保育所サポートデスク オンラインセミナー◆

開催日時 : 2021年9月24日（金）14:00～15:00

「働きやすい職場環境のために」

～パワハラ防止法の施行に向けた取り組みについて～

まだ参加は間に合いますので、ご希望の方はメール（[supportdesk@fukushi-hyouka.net](mailto:supportdesk@fukushi-hyouka.net)）への返信にて、法人もしくは園名と参加予定者をお知らせください。また下記URLの専用フォームからでもお申し込みできます。

[https://childcaresupport.net/about-seminar/seminar\\_entry](https://childcaresupport.net/about-seminar/seminar_entry)

（ご入力いただいた情報はSSL通信にて保護されて送信されます）

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331 (代表) FAX 03-5909-3220

URL <https://childcaresupport.net/>

mail [supportdesk@fukushi-hyouka.net](mailto:supportdesk@fukushi-hyouka.net)

|||||